みほん

黄熱予防接種手数料の超過納付書

私は、検疫法第 26 条の規定に基づく黄熱予防接種の手数料として、定められた手数料金額を超過した収入印紙にて納付しますが、差異金額分の返還は求めません。

記入しない

令和　　年　　月　　日

超過金額　　円

署名　検疫　花子

黄熱予防接種手数料の超過納付書

私は、検疫法第 26 条の規定に基づく黄熱予防接種の手数料として、定められた手数料金額を超過した収入印紙にて納付しますが、差異金額分の返還は求めません。

令和　　年　　月　　日

超過金額　　円

署名